

制定過程での特徴的な取り組み等について

名称	1	岐阜市住民自治基本条例	2	豊田市まちづくり基本条例	3	四日市市民自治基本条例
		都道府県名 岐阜県 (中核市)				都道府県名 愛知県 (中核市)
	施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成17年10月 1日		施行期日:平成17年 9月 1日	
内容	<p>条例を理念のみで終わらせないため、地域や市民活動団体との協働による具体的な実践活動を積み重ね、個別に制度を積み重ねてきた上で、条例制定の取組みにつなげてきたこと。</p> <p>2度のパブリックコメント手続をはじめ、公開討論会、地域での市民意見交換会、条例案の研究会(グループ・パブリックコメント)、出前講座などあらゆる手法を用いて、検討委員会が中心となり、市民参画のもとに条例案を練り上げてきたこと。</p>		<p>平成17年4月1日の7市町村合併を前に、豊田市だけではなく平成16年度に合併協議会都市内分権小委員会でも審議が行われたこと。</p>		<p>議員提案によるものであること。</p> <p>市民に市議会モニター(42名)を委嘱し、意見聴取およびアンケート調査を行った。</p>	
名称	4	豊中市自治基本条例	5	吹田市自治基本条例	6	八戸市協働のまちづくり基本条例
		都道府県名 大阪府 (人口30万～40万人市)				都道府県名 大阪府 (人口30万～40万人市)
	施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成19年 1月 1日		施行期日:平成17年 4月 1日	
内容	<p>出前講座、地域フォーラム、電子会議室など、市民参加の機会を積極的に設定した。</p>		<p>学識経験者を中心とする「研究会」と市民を中心とする「市民会議」をそれぞれ発足し、相互の連携を図りながら検討を進めた。</p>		<p>市民18名による検討委員会「市民会議」を組織し、行政からのたたき台なしで、市民自身の手によるルールづくりをコンセプトに検討したこと。</p>	
名称	7	太田市まちづくり基本条例	8	熊谷市自治基本条例	9	草加市みんなでまちづくり自治基本条例
		都道府県名 群馬県 (人口20万～30万人市)				都道府県名 埼玉県 (人口20万～30万人市)
	施行期日:平成18年 4月 1日		施行期日:平成19年10月 1日		施行期日:平成16年10月 1日	
内容	<p>条例案の作成は公募市民により「基本条例検討会」が行った。</p>		<p>座長となる学識経験者1名と公募委員9名による「まちづくり基本条例検討委員会」を設置し検討した。</p> <p>検討委員会を公開するとともに、委員会の内容をホームページで公開した。</p> <p>意見公募手続を実施し、広く市民の意見を求めた。</p>		<p>市民・学識者等からなる(仮称)パートナーシップまちづくり条例懇話会では、10名の委員のほか、事務局(行政)も同じテーブルに座り、意見を発言しあい、協働の形がみえた。</p>	

制定過程での特徴的な取り組み等について

名称	10	平塚市自治基本条例	11	大和市自治基本条例	12	岸和田市自治基本条例
		都道府県名 神奈川県 (人口20万～30万人市)				都道府県名 神奈川県 (人口20万～30万人市)
	施行期日:平成18年10月 1日		施行期日:平成17年 4月 1日		施行期日:平成17年 8月 1日	
内容	<p>全員公募市民による委員会で検討が行われた。</p> <p>市職員によるプロジェクトチームで、行政も検討を行った。</p> <p>平塚市自治基本条例策定委員会では、両組織の検討を踏まえ、多角的な視点からの意見や考え方を加えて協議し、提言を行なった。</p> <p>提言書に対するパブリックコメントを行い、骨子をまとめ、さらに、骨子に対するパブリックコメントを行い、条例(案)を策定した。</p> <p>議会でも議論を尽くし、全会一致で可決されるなど、市民、議会、行政の協働作業でつくられたと言える。</p>		<p>市民参加による自治基本条例策定。</p> <p>(自治基本条例制定前から、市民参加・協働で条例策定を行ってきた背景から、市民参加抜きはありえない。)</p> <p>これまでよりもさらに市民が主体、中心。</p> <p>(条例の内容も策定組織の運営もなるべく白紙委任。)</p> <p>PI(パブリック・インボルブメント)の手法を取り入れる。</p> <p>(案を作る段階からの参加。単なる意見表明にとどまらず、市民相互の議論も視野に入れる。)</p>		<p>実際の条例案の策定作業を進めるに当たって、公募の市民委員が中心となった策定委員会で一から条例案をつくり、早い段階から市民・行政・議会が議論を交え、検討を加えながら条例案をバージョンアップさせていったこと。</p>	
名称	13	宝塚市まちづくり基本条例	14	帯広市まちづくり基本条例	15	苫小牧市自治基本条例
		都道府県名 兵庫県 (人口20万～30万人市)				都道府県名 北海道 (人口10万～20万人市)
	施行期日:平成14年 4月 1日		施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成19年 4月 1日	
内容	<p>市民によるワーキンググループを設置。</p> <p>「宝塚がどんなまちであつたらいいのか」をテーマとして、まちづくりに関する条例検討委員会との間で協議事項のキャッチボールを実施。</p>		<p>行政側から、案を提示して検討してもらうのではなく、白紙の段階から市民検討委員会において、1年間に及ぶ活発な論議や検討が行なわれ、提言書がまとめられたこと。</p>		<p>「まちづくり基本条例等検討懇話会」の活動は、公募市民6人が中心となり、自主企画、自主運営で、説明会、ワークショップ、パブリックコメントなどを行う。</p>	
名称	16	市民参画と協働による新発田市まちづくり基本条例	17	甲府市自治基本条例	18	登別市まちづくり基本条例
		都道府県名 新潟県 (人口10万～20万人市)				都道府県名 山梨県 (人口10万～20万人市)
	施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成19年 6月21日		施行期日:平成17年12月21日	
内容	<p>市民の自主参加のもと事業を展開したが、最終的に特定の方のみ参加する委員会方式はとらず、最後まで自主参加で進めることができたこと。(多くの方が最後まで継続して参加して下さったこと)</p>		<p>市長と公募市民で構成される「つくる会」の間でパートナーシップ協定を結び、また学識経験者で構成される「制定研究会」と「つくる会」との間でコラボレーション協定を結ぶなど、参画と協働による条例制定を目指したこと。</p>		<p>協働のまちづくりを推進するための広範な市民参画の場として、登別市民自治推進委員会を設置。</p>	

制定過程での特徴的な取り組み等について

名称	19		20			
	都道府県名	長野県 (人口5万～10万人市)	都道府県名	愛知県 (人口5万～10万人市)	都道府県名	
	千曲市まちづくり基本条例		知立市まちづくり基本条例			
	施行期日:平成19年 4月 1日		施行期日:平成17年 4月 1日			
内容						